

# 第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者  
**第2次新横田基地公害訴訟原告団**  
 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3  
 白鳥第2ビル302号  
 TEL/FAX. 042-552-4451  
 Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp  
 http://www.yokota-kougai.com

## 第一回裁判が開かれる

### 原告代表ら三名も意見陳述

弁護団 仲村渠 桃

7月10日午後一時三十分より、東京地方裁判所立川支部一〇一号法廷にて、第2次新横田基地公害訴訟第一回口頭弁論が開かれました。当日は30度を超え、猛暑に見舞われましたが、各地域の原告を始め、支援団体の方々も含めて合計一〇一名が裁判所前の行進に参加し、裁判に臨みました。



はじめに、原告代表として、大野芳一さん、渡邊てつよさん及び清水幸一さんがそれぞれ意見陳述を行いました。大野さんからは、これまで何度も訴訟を提起することとなった経緯が述べられ、「最初の最高裁判決から20年を経過した今でも、違法状態が放置されているのです。こんなことは許される事ではありません。」「と、今回の訴訟提起に対する強い思いが述べられました。渡邊さんからは、前回の裁判では賠償が認められるコンタマーの範囲外であるとして損害賠償が認められなかったが、コンタマー内でも、コンタマー内の居住者と同様の騒音被害に見舞われていることが主張されました。また、瑞穂町に居住する清水さんか

らは、40年以上もの間爆音被害に悩まされていること、爆音が人々の健康だけでなく、家族のどんらん及び人と人とのコミュニケーションを断ち切ってしまったと述べている」との意見が陳述されました。

弁護団による訴状記載内容骨子の陳述の後、嘉手納、普天間、小松及び厚木基地の各地の弁護団からの応援弁論も行われ、横田基地をはじめとした基地の騒音等の被害が裁判所の判決により早期に救済されるべきものであることが述べられました。

裁判所からは被告国に対し、予想される争点を踏まえた反論主張骨子を提出することが求められました。これに対し国側は当初、一度の期日で全ての主張を出すことは不可能であるなどと弁明しましたが裁判所は何度も訴訟が提起されておきおまかな争点は把握出来るはずとしてこれを受け付けず、三か月の期間を置いて反論主張全体の骨子をまとめる

## 報告集会大いに盛り上がる

第1回裁判の後、裁判所より弁護士会館へと場所を移し、報告集会が開かれました。

報告集会では、まず原告代表として陳述を行った大野さん、渡邊さん及び清水さんより、陳述を踏まえての感想が述べられました。また、弁護団の加納力弁護士から、第1回裁判の内容の解説及び今後の裁判の進行予測についての説明がなされました。特に、被告国が反論主張全体の骨子の提出について時間がかかることと弁明したことにつき、これまで何度も裁判を提起されていることからすると全く成り立たないものであることの説明には、集会に参加した多くの原告が頷く様子が見られました。

集会の後には記者会見も開かれ、各報道機関の記者から原告代表及び弁護団に対し活発な質問が投げかけられました。



よう指揮がなされまして行われ、そこで国側の主張全体が明らかと30日午前11時より同じく一〇一号法廷において行われ、そこで国側の主張全体が明らかとなる予定です。



# 大成功だった 第一回口頭弁論 法廷は原告・支援者でいっぱい

裁判所が用意した95席の傍聴席は原告・支援者らで満杯となり、原告団・弁護団の勢いを裁判所に示すことができました。



記者会見で陳述後の感想を語る  
左から清水幸一さん、渡邊てつよさん、大野芳一さん

## 被害に終止符を打つ判決を

原告団団長 大野 芳一

37年間、横田基地公害訴訟に携わった者として、被害住民の切なる願いが如何なるものであったのか、志半ばで亡くなられた方々の思いを込め、長期にわたる裁判を、何としても今回の訴訟で終止符を打ちたいとの思いで陳述をしました。しかし、提訴後、第1回弁論を待たず、副団長・山口義郎氏が亡くなられました。その思いが強く、今回の訴訟が人生最後の裁判となることは必至であり、山口氏のご冥福を祈るとともに悔いを残すことの無きよう、頑張る決意です。

## 国の態度を変えさせたい

八王子市 渡邊 てつよ

70Wの原告として意見陳述をしました。前回の訴訟の第1回口頭弁論で訴えた時と同様のことを繰り返して訴えました。飛行機の騒音の程度は何ら変わりがないどころか、むしろ以前にも増して勝手気ままに飛び交っている旋回飛行訓練などの現実を見ると、裁判所の言い分に従わない従前通りの国の態度に怒りを禁じ得ません。第1次訴訟でまぼろしの平成10

年コンターによって、コンター外として退けられた680人の無念の気持ち、また原告になることに足を踏み出すことができない高齢の方々の思いが、私の脳裏に浮かび、みんなが生きていこうと静かな生活が送れるようにと裁判官に訴えました。裁判を起こさなくても静かになるように、国の態度を変えさせるためにみんなががんばりましょう。

## 陳述後さらに怒りが大きく

瑞穂町 清水 幸一

「どういう風に被害の実情を訴えようか」と考えました。でも気がつけば日頃受けている被害の現実を、何も付け足さず、何も引かず訴えることで十分でした。それだけ私達の受けている被害は、日常の生活に深く大きくまとわりついていくのでしよう。

私達には、爆音の発生に責任がありません。また爆音をなくす直接的な手立てもありません。両方持っているのは日本政府です。なのに我が日本政府は「飛行差し止めはしない！損害賠償も払わない！」の一点張りです。だからやむを得ず裁判に訴えているのです。私達が、法律に違反する爆音被害を広く厚く受けているのに、我が日本政府はその被害を放置したまんま知らん顔。その上何回裁判に負けても反省がありません。「陳述を終えれば少しはホッとできる」と思っていました。この文章を書きながらさらに怒りが大きくなって、文章も取り留めのないものになってしまいました。どうしてくれぬニッポン政府！



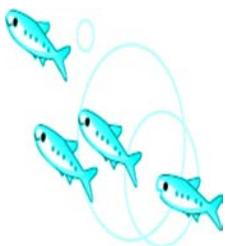


# 裁判を傍聴して 感想

国に行動を促すのは私たちの責務

八王子支部 勝山 恭男

7月10日、東京地裁立川支部で開かれた第1回口頭弁論では、私たち原告団が会場の101号法廷を埋め尽くしました。今なお、基地を離着陸する航空機の轟音はやむことなく、住民にたえがたい苦痛を強いています。私たちの提訴は、普通の日常生活をいとむようでの最小限度の要求です。国民の健康



## 国は被告としての自覚を持って

昭島支部 永川 勝則

裁判員制度が始まり、国民に開かれた裁判制度をめざす裁判所側の取り組みが大きく変化した。裁判長が冒頭、裁判用語について説明があり、前回の裁判ではなかったことであります。それに比べて被告は、前被告である自覚もなく、前裁判で国の無策、怠慢を指摘されているのに、わたし達の訴えを真摯に受け止めるのではなく、裁判を引き延ばす態度に怒りを感じました。なんとしても勝利しましょう。

この怒りを法廷で

瑞穂支部 M・T

原告側3名の方々の口頭弁論は力強く、分かり易く、ご立派で私達全ての声を代弁してください、誠にありがとうございます。一方、被告席の防衛省の方々も端から解決を先送りしようとしている態度が見え見えでした。見ているうちに怒りがこみ上げてきました。私達に出来ることはこの怒りを法廷に行って無言の圧力で訴える事かなと感じました。こうしている今も「C130」が上空で爆音を撒き散らし通り過ぎて行きました。更に昨夜のニュースで「オスプレイ」を横田基地に配備する方向と言う米側の一方的な見通しが報道され、先行きが恐ろしい限りです。基地周辺に生活する者でなければ発せられない一人一人の声を大きくひとつにしてゆるがぬ信念のもと、訴えていただくべく世話人の方々にお願い申し上げます。

## コラム@こらむ



### 国はスピード感を持った対応を

▼7月10日の第1回口頭弁論終了後、次回の日程を決めようとしたら、国側は平然と「反論準備に3ヶ月はかかる」と言うのです。やむなく次は10月30日(水)となりました。▼確かに私達の訴えは全く正当なものです。だから国が反論するのは難しく大変なのは理解できます。でもこれまでの経緯を見れば、私達の主張は十分に読み取れるはずですが、まさか「皆さんの言い分は初めて伺ったものだから・・・」とでも言いたいのでしょうか。▼これでは「国は裁判の引き延ばしを狙って反論準備に3ヶ月もかけるんだ！」と言われるのも仕方ありません。今後はもっとスピード感を持って仕事をしていただきたいと思います。ミズホ・コーチャン

